## 平成28年12月13日

## 民生常任委員会会議録 審査内容

## ◇会議録

- 1 日 時 平成28年12月13日 開会 9時00分 閉会 10時48分
- 2 場 所 役場3階会議室
- 3 出席委員 委員長 東口隆弘 副委員長 藤谷謹至 委 員 内山美穂子 若山和幸 中橋友子 谷口和弥 乾邦廣 議 長 芳滝仁
- 4 傍 聴 者 板垣良輔 荒貴賀 小島智恵 小川純文 野原惠子 千葉幹雄 寺林俊幸 藤原孟 眞尾記者(勝毎) 稲塚記者(道新)
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦 住民福祉部長 境谷美智子 こども課長 杉崎峰之 保育係長 菅原隆行
- 5 事務局 局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 6 審査事件 1 付託された議案の審査について 議案第103号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例
  - 2 所管事務調査項目について
  - 3 その他
- 7 審查内容 別 紙
  - ○「2 所管事務調査項目について」
  - ・今年度も意見交換会を実施することで全委員了承。
  - ・意見交換の相手先及び時期については、委員長、副委員長で協議ののち、全委員に報告することとした。

民生常任委員会委員長 東口 隆弘

## ◇審査内容

(開会 9:00)

○委員長(東口隆弘) ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

議題の1、付託された議案の審査になります。

先に開催をいたしました委員会の継続審査になりました。

議案第103号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例についての審査を行います。 前回の委員会で町部局に請求をさせていただいた資料につきましては、事前に配布を させていただきました。本日、さらに追加分として配布をさせていただきました。

これより、配布資料についての説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(境谷美智子) おはようございます。

すいません。前段に11月30日の常任委員会でお配りさせていただいた資料の中の、「札 内青葉保育所民設民営化について」という資料の一部に訂正がありますので、ご確認い ただきたいと思います。

4ページ、6番、札内青葉保育所の財産処分手続き等という資料ですが、こちらの② 土地、その本文の中に、札内南保育所となっておりますのを、札内青葉保育所と訂正願 います。申し訳ありませんでした。

それでは、はじめに、平成29年度から札内青葉保育所を民設民営化する理由につきまして、ご説明させていただきます。

1点目といたしましては、民間が担える事業については民間の活力を導入していくということであります。

ただし、これは住民へのサービスが向上するということが大前提となります。

2点目として、管理運営の期間が限定される指定管理制度から民設民営に移行することにより、保育目標や保育計画、そして保育士等の雇用面などにおいて、長期的な視点から取り組めることになり、さらに創造豊かで自由度が高く、安定的な保育の提供を期待できることであります。

3点目として、既に民設民営化されている札内南保育園の2年半の実績を検証した結果、この民設民営という方法による保育が良好に行われているということから、民設民営という方法に問題はなく移行できるのではないかと考えているところであります。

4点目として、保育所の老朽化に伴う建替えが控えており、その折には、民設ならば 国庫補助制度を活用することが可能であり、財政面において有利と思われるということ を考えております。

以上のことから、民設民営に移行することといたしました。

次に、今回、民生常任委員会に提出要望のありました追加資料について、ご説明させていただきます。

資料の1です。

札内青葉保育所の指定管理による財政効果につきましては、一つの比較方法といたしまして、指定管理者制度の導入前と導入後の町の負担額の比較をしております。

平成22年度より指定管理者制度により札内青葉保育所の運営を開始しておりますが、

通常であれば、その前年の平成21年度と比較するところですけれども、平成21年度につきましては、引継保育を行っている年でありますので、一般的な費用の状況とは異なることから、その前年の平成20年度との比較をしております。

表の1、札内青葉保育所指定管理料の推移をご覧ください。

表の1の一番左、区切ってある表ですが、こちらが札内青葉保育所の費用が7,357万7,707円となっており、指定管理制度を導入しました平成22年度の指定管理料が7,061万2,830円ですので、初年度におきましては、およそ300万円の経費が削減されたとみることができます。

青葉保育所の指定管理料の算出方法については、国が算出した保育費用である公定価格に入所児童数を乗じて計算しております。

つまり、保育所に入所する児童の数が増えたり、公定価格が上昇したりしますと、それに伴い指定管理料も増加する仕組みとなっております。

また、この公定価格により決定するという方法につきましては、私立の保育園についても同様の算出方法を用いております。

もう一度、表の1をご覧いただきますと、指定管理制度を導入した平成22年度には、下のグラフの表になりますが、いったん費用が減少したものの、翌年の平成23年度からは入所児童数の増加に伴い、指定管理料も増加していっております。

さらに、平成25年度には制度導入前の費用を上回るものとなっております。

大きな要因として考えられますのは、入所児童数の増加と公定価格の上昇によるものと考えておりますが、次のページ、2ページです。

2ページの参考の表をご覧ください。

こちらは、特別保育料の掛かる費用の推移をみておりますが、障がい児の受け入れ人数が増えたことによる費用の増も大きな要因であると考えております。

保育所における指定管理料の算出の特殊性から、指定管理期間中の財政面における効果については一概に述べることはできませんが、少なくとも導入直後の場面においては、入所児童数が大きく変わらない中で、約300万円の経費削減がなされておりますので、一定程度の効果は得られているものと考えております。

次に、資料の3ページになります。

ただいまご説明いたしました札内青葉保育所の年度間の経費の比較においては、各年度における入所児童数などに大きく影響を受けるために単純に比較はできません。そこで、別の視点から札内青葉保育所における財政面の効果についてシミュレーションをしております。

札内青葉保育所と同規模の、定員90名の町の札内北保育所について、平成22年度から 平成27年度までの実際に掛かった経費と、札内北保育所が民間であったと想定した場合 の支弁費の差を比較しております。

表の3、北保育所に関わる総支出額と支弁想定額との比較をご覧ください。

札内北保育所における実経費を「総支出額」として記載しております。平成22年度の7,448万1,388円からはじまりまして、緩やかに経費が増加しております。

次に、札内北保育所を民営保育所として想定して、公定価格をもって試算した費用を「支弁想定額」として載せました。

支弁想定額につきましては、先ほどご説明いたしました札内青葉保育所の指定管理料 と同様に、入所児童数に影響を受けて上下を繰り返す結果となっております。

「総支出額」と「支弁想定額」を比較いたしますと、各年度によって差の大小はありますけれども、いずれの年度におきましても「支弁想定額」が「総支出額」を下回るものとなっております。

ただ、同規模の保育所として試算をいたしましたけれども、入所児童数については、 青葉保育所と同じ推移をたどったわけではありませんし、保育所運営に関わる費用において、大きな影響を受ける人件費については、所属している保育士の年齢構成などにも 左右されるので、必ずしも青葉保育所の経費と推移が同様のものになるとは限りません けれども、こちらの試算においても一定程度の効果が推測できるものと考えております。 次に、札内青葉保育所における保育士の雇用状況について、ご説明させていただきます。

資料の5ページになります。

短大を卒業して保育士資格を保有している勤続4年の保育士をモデルとして比較して おります。

一つ目の丸の正職員の保育士の賃金です。

札内青葉保育所につきましては、年間支給額が268万1,133円となっております。

その次のポチの段には、厚生労働省が実施しております、「平成27年度賃金構造基本統計調査」から、北海道の勤続5~9年の保育士の平均支給額について抜粋しております。

年間支給額は295万1,600円となっており、その対象者の平均勤続年数は5.9年、平均年齢は35.1歳となっております。

その次の段が、幕別町正職員保育士であります。

年間支給額317万8,440円となっております。

比較いたしますと、札内青葉保育所が北海道の平均と比べておよそ27万円、町と比べておよそ50万円低い金額になっております。

次の丸が雇用に期限のある保育士について比較しております。

先ほどの正職員と同様に、短大を卒業後、勤続4年の保育士について比較しておりますが、札内青葉保育所については指定管理という特殊性から、職員の採用にあたり、期限を切った職員を採用しており、年間支給額233万1,000円となっております。

同様に賃金構造基本統計調査ですが、先ほどは、北海道のみの統計結果を載せておりましたが、期限付き保育士の賃金について、都道府県別、職種別の結果が公表されておりませんので、全国の医療・福祉分野における勤続5~9年の統計数値について載せております。

期限付き職員の全国平均につきましては、251万6,100円となっておりました。

その次の段が幕別町の臨時保育士の賃金ですが、年間支給額197万3,040円となっております。

その次の丸が、パートタイマーについて比較しておりますが、札内青葉保育所の時給が850円、町の代替保育士の時給が924円となっております。

保育士の賃金比較のうち、札内青葉保育所と統計数値の比較については、正職員、期

限付き保育士のいずれも、統計よりも青葉保育所が下回る結果となっておりますが、モデルとした年齢が1.9歳、青葉保育所のモデルよりも1.9歳違いますので、その年齢分の差の分は縮まるものであり、さらに統計数値には一般的に賃金の高い都市部の数値も含まれておりますことを加味いたしますと、民間保育士の標準的な賃金と大きく差異があるものとは考えておりません。

また、町営保育所の保育士との比較になりますと、正職員については町のほうが高く、 期限付き保育士につきましては、青葉保育所の方が上回る結果となっております。

正職員保育士の賃金の開きにつきましては、官民格差として全国的な問題でもあり、 国もその解消に向けて平成29年度から施策を講じる予定となっております。

次に6ページ、雇用形態別の保育士の人数です。

こちらは、青葉保育所のものですが、正職員が5名、期限付きの職員が11名、この他に現在育児休業中の職員が3名おります。また、保育士資格を保有しているパート職員が7名、資格のないパート職員が4名となっております。

次に、札内青葉保育所の昨日の保護者会について、ご報告させていただきます。 資料ナンバーにページを振っておりませんが、1枚ものの資料をご覧ください。 説明会のご案内につきましては、11月30日付けでお手元の説明文と併せて・・・ 説明文はいっていないですか。失礼しました。

説明文を後ほど配らせていただきますが、保育所の皆さまにこのような形で説明を行わせていただきますという、説明文と併せてご案内しました。というのは、全員の方が、もしかすると説明会にいらっしゃれないこともありますので、どのような内容の説明会をさせていただくかという内容も併せて送らせていただいております。

この説明文に併せて、現在、入所の児童の保護者の皆さまと、来年、青葉保育所を希望されている保護者の皆さまにご案内をさせていただきました。

昨日の説明会の出席者は20名で、ご案内時にお送りした資料に沿って、公設から民設に変った場合の変更点などを中心ご説明させて、意見交換をさせていただきました。

保護者の皆さまからは、資料にありますような意見交換、ご意見が、質問が出されました。

例えば、病後児保育の継続ですとか、民営化された場合、普段の生活において変化はあるのかとか、また、民間は最初から決まっていたことなのかなど、質問がありましたことに対して、丁寧にお答えをさせていただきました。また、温かいご飯の給食の継続を希望する声もありました。普段の保育の中の青葉保育所への要望も出していただきました。

こういった保護者の皆さまとの直接的やり取りが場面として非常に有効であると感じさせていただいた場面でもありました。

出されたご要望については、青葉保育所のほうと協議し適切に対応させていただきた いという内容もありましたので、併せて掲載させていただいております。

また、今回は説明会に来ることができない方のために、裏面をご覧ください。5番にある、意見ボックスに寄せられた意見等、書かせていただきましたが、先ほどお話ししました説明の資料、お手元にいったかとは思いますが、この説明資料の裏面にご意見を書いてくださいという形にしておりましたので、このご意見のところに書いていただい

て、ご意見ボックスに寄せられたご意見がこのようになっております。

5人の方から意見をいただきましたけれども、今後、青葉保育所の掲示スペースなど を活用して、今回のご意見に対する回答ですとかも含めて保護者の皆さまに対するご説 明や、今回出された要望もありましたので、そちらの回答なども検討事項等を表示して、 保護者の皆さまの理解を深めていきたいと考えております。

また、もう一つ参考資料として机の上に置かせていただきましたのが、社会福祉法人 温真会の概要と、法人が運営するその他保育事業の一覧表、そして、その事業ごとの平 成27年度の実績と平成29年度の計画書を付けておりますので、ご参考にご覧ください。

以上で追加させていただきました資料の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申しあげます。

- ○委員長(東口隆弘) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いいたします。 若山委員。
- ○委員(若山和幸) 一つ疑問な点があるので説明をいただきたいのですが、先ほどの説明にも将来の施設、新築うんぬんのためにもという話があったのですが、今のところ、そういう具体的な計画はないというお話でしたけれども、それに向けて先に民設でなければ、そういう事業は受けられないということなのか。指定管理であっても、そういう事業が受けられるものなのか、その辺のことをちょっと詳しくご説明いただきたいと思います。
- ○住民福祉部長(境谷美智子) 今委員がおっしゃっていただきましたのは、国の補助制度の関係ですね。

こちらに関しましては、公設民営である場合には、この補助制度にのることができません。民設民営に対する国の補助制度というふうに法で決まっております。

- ○委員長(東口隆弘) 若山委員。
- ○委員(若山和幸) 繰り返しになりますけれども、そういうことであれば、民設民営化 になっている保育所でなければ、その事業にのっていけないということなのですね。
- ○住民福祉部長(境谷美智子) そのとおりです。
- ○委員(若山和幸) 分かりました。
- ○委員長(東口隆弘) 他にございませんか。 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) 建設に関しても質問がありますけれども、今資料の説明をいただき ましたので、順に資料に沿っていくつかお伺いしたいというふうに思います。

前段の財政効果であるとか、あるいは職員の雇用の状況でありますけれども、これは 例えば1ページの1、指定管理導入前と指定管理導入した場合というようなことで、数 字とグラフで示していただいておりますけれども、この比較をする一番下の図であれば、7,400万ですか、ラインが真っ直ぐいきますよね。

現実には、こういうことはあり得ないというふうに思うのですよね。町営で直接やっていても、必ず児童数の変化であるとか、そういったことで関わってきますので、こういった資料としては、比較ということにはなかなか難しいのではないかというふうに思います。

ここにラインを引かれている理由もお聞きしたいと思います。

それと、結果としては、当初では300万の差があるので、ここがまず一つの目安だろうというようなことではありますけれども。

これ、財政効果については何度も議論してまいりましたけれども、結果としては、次ページに書いてありますけれども、前後の単純な比較はできないのだということでありますから、財政効果を見出すというのは、指定管理の場合、結論として私は難しいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

それと、職員の賃金についても、民間の全体の引き上げというような、国の対策が平成29年からとられるということもおっしゃられました。

これは当然、今保育士、介護関係の職種は待遇改善ということで、社会的な問題にもなっておりますので、国の施策にはなっておりますが、現実的には、例えば今回の介護事業所の職員についても、1万円の引き上げということを、国はずいぶん広告してやりましたけれども、結果的には現場ではそうなっていない現状が大きいということを考えれば、歴然とこの保育の賃金の差というのは、やはり今後も存在していくであろうというふうに思います。

1人当たり50万円の差があれば、ここで職員の方、正職員で5名、単純に考えると250万円減額されるということでありますから、いろいろみても結局は財政効果というのは、単純に比較できなくてみえない。

そして、働いている方たちの賃金については、民間ベースでは別にしても、町職と比べると同年代というふうに比べると、当然差が出てきている。これは現実だと思います。 そういうことを確認した上で次に入っていきたいと思いますが、お答えいただければください。

- ○委員長(東口隆弘) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(境谷美智子) 委員のおっしゃいますとおり、指定管理制度の全てではありませんが、この保育事業ということに関しては、特に今おっしゃっていただいたような財政効果だけが必要なことではないですし、目的ではないと考えております。

特にサービスの向上ですとか、その他、質の向上も含めて考えていかなければいけないと思っています。

それから、待遇のところですが、ここについては委員がおっしゃいますとおり、確かに官民の格差というのは全国的に大きくあって、そこは私たちも認めておりますし、国もそこが大きな問題なので改善していく。

青葉については、これまでの処遇改善加算についても、きちんとした形で法人として 処遇改善をした場合についての加算についての申請があって、町もそれを国の要綱に則 って示してきたという経緯もあります。

今回については、国が大きくそれを、これまでの簡単な処遇改善よりも大きく改善加算、大きく出ているので、ただそれについては詳細がまだはっきりしていないので、この先どうなるかについては、まだ青葉についても未定です。というところです。

それと、この表についての、この線を引いたことに関しては、本当に見やすくみたいな感じです。

おっしゃっていただいたように、7,400万がずっと一定するとは私たちも思っていませ

んし、ただ上下が見やすいように1本線を引いているというので、あまり意味はございません。 すみません。

- ○委員長(東口隆弘) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) これは指定管理そのものの是非ということになりますけれども、サービスの民間の自由度ですとか、その特色ある運営だとか、そういった点に力点を置いて、そこをよしとしていくということ以外にないのだろうなと。

つまり、財政効果も大きく期待できるものでもないし、また私はずっと官製ワーキングプアの問題も取り上げてきましたけれども、雇用についても、これまでの公営でやっていた時の町職の保育士の賃金を上回るということは、もう考えられないということでありますから、そういう点では積極的に指定管理にしてきたこと自体についても、やはり検討がいることであろうというふうに思います。

でも、現実は現実ですから、そういう考えを持ちながらも、この青葉の問題に入っていきたいというふうに思います。

一つは、今回の青葉保育所の民設民営なのですけれども、いつ決められたのかという ことです。

7年前に青葉保育所を指定管理にする時に、将来においては公設民営から民設民営もというような文言の説明の文書もいただいておりました。

町の構想の中にはそういったことがあったのだと思いますが、具体的に今回の青葉保育所を民設にするのだと理事者側が決められたのはいつですか。

- ○委員長(東口隆弘) 川瀬副町長。
- ○副町長(川瀬俊彦) 青葉につきましては、7年前に新しく指定管理ということで、7年間ということで決まっておりました。その7年間の中で、その青葉保育所、今現在、温真会が担っておりますけれども、その温真会が担っている保育の状況をよく見定めてから、その次の保育のあり方については考えていくということで、過去にもご答弁していたと思います。

具体的に来年度から、来年の3月をもって指定期間が切れますので、町といたしましては、今年の春先に、これは一定の方向性を決めて、そして、それにつきまして、いろいろな要素がありますので、それを慎重に夏場にかけて検討してきて、この秋口に概ね方向性を決めたので、それで今回12月に提案させていただいたという、そういう経緯であります。

- ○委員長(東口隆弘) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) 春先といいますと、新年度なのかなというふうには思いますが、民 設民営を私たちがこれまで、この町としてやってきたことを実際に確認してきたのは南 保育園でした。南保育園の場合には少なくとも2年半かけて民設民営の準備が開始され ておりました。

ここには、公設から直接、民設民営になるという今回の場合との違いがあります。

しかし、2年半をかけて計画書を出し、それから公募もされ、そして保護者にも説明をされ、もちろん議会にも説明してくるという過程を2年半取られて、最終的には全体のそういった中身が行きわたったという中でスタートされました。

今回はわずか半年ということでありますが、なぜそういった短い期間しか取れなかっ

たのかということを伺います。

- ○委員長(東口隆弘) 副町長。
- ○副町長(川瀬俊彦) 南保育園の場合は今委員がおっしゃられたように、かなりの時間 を要して、その中で慎重に方向性を見出してきたという経緯があります。

それと、青葉保育所につきましては、まずは指定管理、この6年半の実績を十分毎年 検証してきたと。それと、保護者からの声というものも、この間毎年のように、こうい ろいろと調査をしてきました。

町におきましても、基本的な保育がきちっとなされているのかどうか、それと、それ 以外の民間を入れたことによるサービスの向上、いわゆる病後児保育のこと、時間外の 延長保育のこと、そういうことにつきましても、町としても検証をしてまいりました。

それをしっかり固めるのに一定の時間を要したということであります。 それで、それらの要素を、いろいろなものを総合的に評価し勘案した結果、まずは民

設民営化に踏み切りたいということ。 そして、その次には現指定管理者をそのまま移管していくのが、一番子供にとっていいのではないかと、そのような結論を得たということで今回提案させていただきました。 ただし、委員がおっしゃられるように、もっと早い時期に議員の皆さま、そして保護

者にその辺のあり方というものは説明をし、そしていろいろなご意見をいただくというほうが良かったな、そういうような反省はしているところであります。

ですから今後におきましては、なるべく重要な事務事業を行うにあたりましては、議員の皆さま、それと住民の皆さまに情報をなるべく早く提供させていただいて、いろいろなご意見をいただきながら進めていきたいとそのように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○委員長(東口隆弘) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) 現在、運営をされています温真会さんにつきましては、保育内容の 説明、評価等、この委員会がはじまってからもご説明いただいておりますし、実際に現 場も行かせていただいておりますし、そういったことで不安を持つということはありま せん。

そういう点では、この7年間の保育の実績というのは大きいものがあるというふうに押さえております。その押さえた上で公設のものを民設にするという業務手続といいますか、行政としての手法、あり方が本当にそれでいいのかという疑問をやはり私は持ちます。

確かに評価されるところなので、ここの説明会にも書いてありますけれども、公募しない理由ということで、升書きの中に高い評価を得ているというようなことを入れて、 だから公募しなかったのだということであります。

私は、公共のものが民間になっていくときのルールというのがあると思うのですよね。 それでいろいろ、これまで町が、この間一貫して平成19年から指定管理のことで提案されてきておりましたので確認をしてきたところ、例えば町立保育所の民営化移管先法人の選定については、設置要綱の第1条で公募方式で応募した法人から移管先法人を公正かつ適正に選定するというふうになっているのですよね。

これは1回指定管理になっているから、この第1条については省くことができるのだ

というふうに私は思えないのですけれども、どうなのでしょうか。

- ○委員長(東口隆弘) 副町長。
- ○副町長(川瀬俊彦) 確かに委員がおっしゃるように、こういうことに関しましては、 公正、公明、そして透明性のある、そういうようなことが本当に望ましいことだと思っ ております。

ですから、先ほどのように申しあげますけれども、そういう方法、確かに原則だと思います。

町としましては、それは踏まえていながらも、今実際に指定管理している法人がふさわしいということで、特定することもできるというようなことがありますので、そちらをとらせていただいたということでありますけれども、基本的な考え方というのは委員がおっしゃるとおりだと思いますので、今後につきましては、よくその辺のことを踏まえて対応していきたい、そのように思っております。

- ○委員長(東口隆弘) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) 今後きちっとしていただきたいから申しあげているのですけれども、 やはりその主観的な考え方と、きちっとこういう要綱に示して、そしてその手順でやる のだ、これは一応町の決め事、条例ではありませんけれども、要綱ですから。

町の決め事で、そのことを私たち議会にも住民にもきちっと示して民営化に取り組んでいるわけですよね。ですから、このところを省くということは、そういった思いとは別に、やはり行政手続き上、私は欠けていたというふうに思うのですけれども、どうですか。

もう一度申しあげます。

○委員長(東口隆弘) 休憩にしますか。暫時休憩にします。

(暫時休憩)

- ○委員長(東口隆弘) 休憩前に引き続き会議を開始します。 副町長。
- ○副町長(川瀬俊彦) 今回の青葉保育所の指定管理者から民設民営に移行する。そして 委ねる法人につきましては、今指定管理者である法人にということで、町は意思決定を して、今回議案とし提案させていただきましたけれども、これにつきましては、特に手 続き上につきまして、これはやはり、繰り返しになるかもしれませんが、議員の皆さん にももう少し早めに情報提供をして、いろいろなご意見をいただくということが、まず は大切だったな、そのように反省しております。

あと、先ほど委員がおっしゃられていた、平成24年に制定されている要綱につきましては、これは公募方式をとった場合についての要綱でありますので、今回は公募方式をとらずに今までの実績とか、また子供たちの保育のことをどうあるべきか、いろいろな観点から考えたときに、特定の業者にして進めることがふさわしいと、そのような判断をしたということでありますので、今後いろいろな事業を取り組むにあたりましては、もっと早めに議員の皆さん、そして地域住民の皆さんにも、いろいろと情報提供しながら多様な意見をいただき、そしてその中で組み立てていくのが大切だと、そのように思っております。以上です。

○委員長(東口隆弘) 中橋委員。

○委員(中橋友子) もし、そういう方法が、今回とられたような方法は、実績もありますし、先ほどから同じこと言いますが、今指定しているところを評価するということについては同じ思いでいます。

ただし、だからといって、公募をしないでやることを決めたということになれば、今回はそういった説明不足もあって議論にもなっていますが、逆に言えば、いわゆる選定委員会も内部だけですから、職員の皆さんのここがいいよと、この保育所でいいぞというふうに決めたら、それで決めていけるということになってしまいませんか。

公設から民設になるときに公募するというのが大条件であり、それは公平で公正な、 つまりこの、公正というような言葉は言葉だけではなくて、広く住民がこういう仕組み の中で決められて納得しますよということでなかったらだめだと思うのです。

いくら保育内容がいい、実績があるといっても、職員だけで中で、だからここに渡しましょうということを決めてしまうことは、これは公共施設等を民間に、いわゆる町の財産を渡していくという点では欠けているのではないですか。瑕疵ありませんか。

- ○委員長(東口隆弘) 副町長。
- ○副町長(川瀬俊彦) 今回の青葉につきましては、この6年半の実績を踏まえて、そして保護者の意見も聞き、そして繰り返しになりますけれども、いろいろな観点から考えた時に、一者特定でいってもこれは行政的な手続きにおいても瑕疵はなかったとは思っております。

ただし、今回の案件に限らず、もう少し大きな視点で考えたときには、委員のおっしゃるように、公正な点、または透明性のある行政の進め方、これは非常に大事なことですから、そういう施設を指定管理、または民設民営に移す、そういうようなことを考えるときには、これからはより一層慎重に取り組んでいかなくてはならない、そのように思っているところであります。

- ○委員長(東口隆弘) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) 移管先法人を公正かつ適正ということをどのような形で示していく かということなのですけれども、瑕疵がなかった、ちょっと言葉が自分で言いながらき ついなとは思ったのですけれども。

本来であれば、きちっと公募して、そして選考委員会で公募というところで、まず公正というところ、幕別町の青葉の保育をやりたいという十勝管内の法人は、十勝管内と限定されていますから、他にもいらっしゃるかもしれない。そういう人たちも含めて、公募を1回きちっとやる、これが公正だと思うのですよ。

保育の機会、公のものを民間に渡すわけですから、その権利を取得する権限というのは定められているように、十勝管内の保育所に限定するということになって定めているわけですから、そこにはみんな機会があるわけですよ。でもその機会は与えなかったわけですね。与えなかった理由がるるおっしゃられる信頼のことです。

私、委員会ですから言ってしまいますけれども、結果として温真会に継続して、そこにお願いするということは十分あり得ることだと思うのです。実績、一番みえますし。

子供たちのいわゆる継続した保育だとかというふうに考えれば、でもそうであっても 町の公共のものを民間にもう本当に委ねて戻ってこないわけですから。

だから、私はこういった文字通りの公正かつ適正というそのことを具体的な選定の仕

方の中で現れるやり方をすべきだったと思うのですよね。これ、ないのですよ今回。

- ○委員長(東口隆弘) 副町長。
- ○副町長(川瀬俊彦) 基本的なものの考え方というのは、中橋委員のおっしゃるとおり だと思っております。

今回の青葉につきましては、この6年半の実績をみたとき、これまとめてみたわけではなくて、毎年、場合によっては随時、いろいろと保育所のほうを町としても十分監督させていただきました。

そしてまた、随時、利用者からのモニタリング調査をしたりとかということを積み上げてきました。

その中において、今指定管理を受けている法人につきましては、全く問題もないし良好な保育が行われているということが積み上がってきました。

それと、子供にとってどうなのかという視点で考えたときに、子供と保育士との間は 人と人との人間関係、いわゆる信頼関係というのがもっとも大事です。子供が保育士に 慣れている、そういうことも非常に大事な要素です。

ですから、あえて6年半前に指定管理に踏み切るときには1年かけて引継ぎ保育もやりました。この引継ぎ保育につきましては、町がまず主体的にやっていた中で、その次に指定管理を予定している法人が4人か5人の保育士さんが入り込んで、そして一緒に保育をやってきました。

ですから、それくらい子供と保育士におきましては人間関係、それと信頼関係、そういうものを築くのに一定の時間もかかります。これは極めて大事なことだという点。そういうことを鑑みたときに、やはりこの一者特定でこれはいくのが一番いい方法ではないかということで、今回は公募によらず特定という方法をとらせていただきたいということであります。

先ほどから申しあげますように、いろいろな事務事業を考えたときに、大原則はそのように公募によるということ。これは、委員がおっしゃられるように、今回の件に関しましても、ここしかできないということではなくて、確かに保育を担っている他の法人でもやれます。やれますが、先ほど申しあげましたこと、いろいろな点を考えたときに、何が一番有利なのかということを考えたときに、特定していくのが一番いいという判断をしたことから、今回は公募によらなかったということであります。その点はご理解いただきたいと思います。

それと、繰り返しになって恐縮ですけれども、いろいろな面において、他に事業も含めて、公正に、そして透明に、そのようなことに努めるという大原則は十分承知しておりますので、そういうことにつきましては今後とも意を用いてまいりたいと、そのように思っております。

- ○委員長(東口隆弘) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) 副町長の今のお答は、公募をやったのちに選考委員会で選考すると きの考え方として十分理解できるものであります。

繰り返しにもなりますし、実際公募はやられないでここまできてしまったわけですから、そしてやっている保育を私は認めているわけですから、だからそういう点では後段の考え方については理解するものでありますが。

もう一つ、保育だけではなくて、いろいろな公共財産を民間に委ねる場合があります よね。その場合の手続きです。

だから、そういったその後段の条件が、もういいから、手続き上全部省いて公共のものをここに渡してしまう。特定のところに渡してしまうというのは、それこそ渡した相手に対しても、公募をくぐってきちっといったほうが、本当に理解されていく、公正にやられて理解されていくということだと思うのですよね。

全然、形違いますけれども、5,000万円を超えた工事はきちっと入札するわけですしね。 高い物品だってみんなそうです。町のお金を使ってやるわけですから、当然そうなって いきます。

この公営施設だって公共のものでありますから、いろいろなこれから条件が出てきますけれども、民間に渡すということの、公共のものを民間に渡すということの手続きをもっと重んじてルールに基づいてやっていただきたい。

おっしゃってられるので、もうお答はいいですけれども、そのことはやはり今回をきちっと契機に襟を正してやっていただきたい、このように思います。

- ○委員長(東口隆弘) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 確かに、事業者を選定するにあたっては、広く公募をして選定する というのが好ましい方法だというふうに私も当然思っております。

ただこれは、事業者に受注の機会を与えるということではなくて、今回一番大事なのは、いかに良質な保育を提供するかということだというふうに私たちは考えている。それが一番考えなければならないというふうに思っております。

そうしたときに、今回はじめて民設民営をするのではなくて、いわゆる公設民営のやり方、指定管理という中で一定の実績、6年半にわたる永きの実績をみたときに、これは私は、公募しなくても公募と同等の選考結果が得られた、その実績を踏まえた中で今回は選考させていただいたということでありますので、確かに公募のほうがよりいいのかもしれませんけれども。

私はそれと何ら変わらない位の実績を過去6年半の中でみさせていただいたと、そういう確信の下で公募によらなかったということであります。

それと、その大切な財産を譲渡するということになりますけれども、これは必ずしも 公募というのが条件ではなくて、その財産を譲渡するに値する事業者であれば、私はそ れは当然資格があることだと思いますので、そういった判断を、まずは適正な事業者で あるということを判断させていただいた上で、そして譲渡の手続きに入っていくという ことで考えているところであります。

- ○委員長(東口隆弘) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) そういうことであろうというふうに思います。

ですから、そういった点では、もっと要綱ですとか基準ですとかというものも整理されて、そしてきちっと仕事に携わっていただく、このことはやはりいろいろ言われても、 保育が一番の大事なところだから、そこを優先して当然の結果だということでありますけれども。

ですけれども、そういった保育の専門家というのは十勝管内中たくさんいるわけですから、それぞれ皆さんプロ意識を持ちながら素晴らしい保育に望むということになれば、

そういう人たちだって1回わたっていくときには、機会があってもいいのではないかと 当然思われると思います。

ここが公共から民間にわたるときの、一つの現象といいますか、姿だと思いますので、 私はそういう点では何度も副町長が言われておりますから、今後につきましては、そう いったことも踏まえて十分な説明もされて、公正、適正というのを現実にやっていただ きたいということを申しあげて終わります。

- ○委員長(東口隆弘) 他に質疑のある方は。 谷口委員。
- ○委員(谷口和弥) 今の点についても、今中橋委員がるる指摘した点についても、私見 はあったのですけれども、そのことはちょっと置いておいて、運営のことで確認させて いただきたいことがあります。

きょういただいた資料の中では、今青葉保育所には101人の児童がいるということで資料をいただいています。募集の定員数は90人になっています。

この辺のこと、定員以上の人数を今受け入れているということになりますね。そのことが、どういうことなのか説明していただきたいし、他の町内保育所においても同様のことが、あるのかどうなのかお答えいただきたいと思います。

- ○委員長(東口隆弘) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(境谷美智子) 年度当初、応募がありまして、4月にどこの保育所という振り分けをした段階では、ほぼ定員、定員に満たない保育所もあるのですが、月数が経ってくるごとに保育を希望されるお子さんが来ます。

当然、そのお子さんたちに、まずどこの保育所がいいですかも確認させていただいた上で、クラスの空き状況ですとか、部屋構造上ぎりぎり受け入れられるスペース等々も勘案した上で決定していくのですが、青葉さんにおいても希望者が多いことと、青葉が定員の中で受け入れを、例えば保育士を増員してとかという形でやっていっていただいているという現状もあります。

町の保育所でいいますと、確かに学年によって空のある学年もあります。ただ地域性とかで希望されない方が多いものですから、どうしても均等に入っていくということができない状況でいます。

ただ、この11月から12月にかけて、もう12月になると札内の保育所については、どの クラスも定員がいっぱいという状況という形になっています。

- ○委員長(東口隆弘) 副町長。
- ○副町長(川瀬俊彦) 保育所のあり方について基本的には、施設としてまず定員を超えて受け入れられるような容量があるのかどうか。それと、保育士が十分確保できるのかどうか。それらの条件を満たした場合につきましては、定員に対して概ね1割程度位については多く受け入れてもいいという国のほうの指針がありますので、それに基づきまして基本的には受け入れられるという判断の下、定員を超えて受け入れることもあるということであります。
- ○委員長(東口隆弘) 谷口委員。
- ○委員(谷口和弥) 27年度から、保育所、幼稚園のルールが変わりましたよね。子ども・ 子育て支援新制度の中で認定を受けるという仕組みになって、今年度1回目のそれによ

る入所、入園があったということになるわけです。

今29年度においては、この11月中に募集のほうが完了したと思います。どういう状況かについては集計中なのかもしれないけれども、今の定員との関係について分かる範囲で、どこの保育所も枠に収まっているような、そんな状況ですか。その保育所によって下がったりということはありませんか。

- ○委員長(東口隆弘) 保育係長。
- ○保育係長(菅原隆行) 新年度の入所の予定者数ですが、今手元には細かい数字は持っていないのですが、集計した結果をみた感じでは、一部の保育所については既に定員をオーバーするような形での方向がある状態であります。

ただし、これも今後保育所との協議になっていくのですが、できるだけ待機児童を発生させないように各保育所と協議を進めながら、できる限り、当然基準内でのということですけれども、お子さんを受け入れていきたいといったことで考えています。

- ○委員(谷口和弥) 基準を基本として。
- ○保育係長(菅原隆行) そうですね。保育所の最低基準を基本として、それは下回らないように受け入れていきたいということで考えております。
- ○委員長(東口隆弘) 谷口委員。
- ○委員(谷口和弥) 保護者がいろいろな条件の中で、もちろん町外の保育所、幼稚園に お子さんを預ける方もいるけれども、どこに子供を預かってもらおうかなというような 議論があって、選択化されるのだろうと思います。

幕別町のホームページの中では、保育所、幼稚園、紹介がされているところでありますけれども、青葉保育所については、22年度から温真会による指定管理制度がされていますということ。南保育園については光寿会がということで紹介されている。

私は、やはり運営の主体が変わるのだったらば、そのことを明らかにして募集するということが必要だったのではないかな。そのほうが、保護者に対して丁寧な選択ができたのではないかというふうに思っているのです。

それで、その人数の枠が超えている、こういう条件が基準にあるのだということは分かりました。そのことは良しとして、るる副町長中心にお答えになりましたけれども、今回のこの公募の件について、結局一つに選んだということは、その経過の中で私は了解するものでありますけれども、やっぱり時期については、春に決めて12月議会にということでありましたけれども、もっと早くに、やはり議会に提案される中身で、このことを早く公にできるようなことが必要だったのではないかということを指摘させていただきたいと思います。

その時期はやっぱり、9月議会の時には、7年前も青葉のことについては、12月に決めているのだけれども、そのことは確認済みできていますけれども、いろいろやっぱり事務手続きもやっぱりあったのですよね。選定作業がありましたから。

今回はすごく唐突に12月に提案されてきたという印象を受けるし、保護者説明会も結局、この90人定員の中で100人の子供がいて、だから、2人、3人いるでしょうから、もっと保護者の数は少ないのかもしれないのだけれども、20人の参加といわれたら十分な説明会がなされてきたのかということになるなと思います。

議会に対しても、指定管理者は町長がお決めになる案件だけれども、こういう条例改

正が発生すれば当然議会も一緒になって責任を負う中身ですから、早い時期に手を打っていただくことを、提案していただくことを、これからのところでは努めていただきたいという答弁でもありましたけれども、強く要望するものです。以上です。

- ○委員長(東口隆弘) 答弁はよろしいですか。
- ○委員(谷口和弥) 何かあれば。
- ○委員長(東口隆弘) 副町長。
- ○副町長(川瀬俊彦) 今谷口委員からの保育所の児童の入所申込みですね。

これは既にはじまっていたことですから、そういう点におきましても、父兄の皆さま方には、やはりはっきりとしたことが、もっと早めに知らされるのが本来だと思っております。

ですから、本当に先ほども申しあげましたけれども、保護者への説明、または議員の皆さま方への説明はちょっと遅かったな、それについては十分反省しております。

たまたま結果としてきのう、保護者の説明会で正式に保護者の皆さんにはお伝えしたところでありますが、これは町としては、一つにはっきりと決まったら、議決をいただいたらということになりますけれども、そういうようなことがあるのがやっぱり前提ですから、町としての基本的な考え方を決めた段階において、保護者の皆さんにお知らせするというのもいいのかな、それは混乱させないために、やはりそういうことで、今回ちょっと保護者の皆さんには説明が遅れたというのは、町としての一つの理由といいましょうか、そういうことではありますけれども、やはりもっと早めに皆さんには情報提供するということに関しては、今後とも気を付けていきたい、そのようには思っています。

- ○委員長(東口隆弘) 他に質疑のある方。 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) 先ほどのこととは別に、今後の施設のあり方について伺っていきたいと思います。

何度も南保育園との民設移行の場合を比較してお話しさせていただいているのですが、 南保育園が民設民営になる時には、施設の建設計画というのが同時に出されまして、2 年間の間にそれを完成させて、保育自体はその1年前から民間になるのですけれども、 施設計画が同時に進んで翌年に新しい施設ではじまるということでした。

この時も、民設民営にする一番の説明は、今回もありましたように、国の補助金の関係で、先ほど若山委員からもありましたけれども、民設にしていかなかったら十分な補助が得られないということでありました。

おそらく、前回の委員会の時の説明でも、建替えのことが出されておりました。それで、この建替え、まだ具体的ではないのだ、ないのだというふうには言われるのですけれども、しかし、民設民営にする条件の大きな柱が、建設の補助とある以上は、やはり建設の計画も私たちはある程度描いて議決をしていかなければならないというふうに思うのです。

そこで、まずは建設計画について同じ話になりますけれども、今どのような状況なのかというのが一つ。

それともう一つ、建設した場合に町の負担金、町の財政計画ときちっと照らしてやっ

ていかなければならないですから、町の負担金というのは、どの位出てくるものなのか、 そこをまず、お答えいただきたいと思います。

- ○委員長(東口隆弘) 副町長。
- ○副町長(川瀬俊彦) 施設の建設計画につきましては、これは町としましては耐用年数が来ておりますので、これはある一定の期間内に、これは建替えの時期が来るな、そういう思いでおります。

南のときにつきましては、これは老朽化がかなり著しい状況にありましたので、これは本当に、1、2年の間に建替えなければならない、そのような状況でありましたので、これは指定管理者制度をとることなく、民設民営にいくという方針を定めたところであります。

青葉につきましては、今すぐというところではないのですが、やはり数年の中では建 替えの時期が来るものと、そういうふうに思っております。

委員の皆さま方も、青葉保育所、実際に見られたと思います。その中で子供たちに危険が及んではいけませんから、何かこう問題があるような点がありましたら、それは修繕をして、怪我、事故等が起きないように、そのような配慮はしております。

建替えがいつ必要なのだということにつきましては、今まだ具体的に何年ということ は申しあげられませんけれども、これは近々やはり建替えの時期は来ているなというふ うに認識しております。

それと、そのときにおいて町の財政上どうなのだということでありますけれども、まだ法人とは、具体的に建設の規模とか、その規模というのは面積ですね、面積だとか、またその事業費、そういうものについては協議は全くしていない状況です。

ですから、法人からも果たして町に対して財政支援を求めるかどうか、それについても、まだ定かではありませんので、町としてはまだ財政上どれ位の負担を生じるのかということについては、まだ分かっていない、そういうような状況であります。

- ○委員長(東口隆弘) 中橋委員。
- ○委員長(中橋友子) 建替えは必要な時期には来ているけれども、いつか分からないということですよね。

それで、なぜ今回、分からない中で民設にいってしまうのかなという思いが実はあるのですというのは、指定管理で7年やっていただいて、例えばここのこの5年以内に中でやられるのだ、だから今公設ではなくて民設にしないと補助金が十分に来ないのだというのは分かりますよ。

だけど、ここがまだ分からない。それが5年のものか、7年のものか分からないということになれば、むしろ、もう少し指定管理で、もう1回指定管理でお願いして状況がきちっとみえた段階で町の財政の相談も法人とできるくらいの状況までもっていって民設にするという手法もあったのではないかなと思うのですけれども。

今ここに条例が出てきてから、こういう議論になることもちょっと悲しいのですけれども、でも実際そういうふうに思うものですから、その辺はどうでしょうか。

- ○委員長(東口隆弘) 副町長。
- ○副町長(川瀬俊彦) 町が今回青葉保育所を民設民営にしたいということにつきまして は、もちろん建物を建て替える時期が来ているというのも一つの要素であります。

でも、最も大事なことは、いわゆる指定管理でしたら、例えば今現状では7年という 指定期間ですが、これが民設民営に移りますと、これは7年というそういう期限がなく なりますので、保育におきましては長期的な視点に立った保育の計画、保育の目標、そ ういうものを立てられる、それと保育所における保育士の採用面においても、7年とい う壁を取り払って、長期的な視点で職員の採用計画を立てられる。

そういう、いろいろなメリット、そちらのほうがまずは大きいのではないかということで、そちらの理由が一番です。

そして、建設につきましては、私としては、もし仮に指定管理ということで考えれば、 やはり今と同じように7年位の規模になるのかなという思いはありますが、その期間の 中で、これは建替えは当然避けては通れない課題になるのではないかな、そのような認 識があるものですから、今回は指定管理ではなくて民設民営に踏み切りたいと、そうい う思いであります。

- ○委員長(東口隆弘) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) 財政問題もやはり重要な課題だと思うのですよね。町は今町内の保育所、この他にも北保育所、さかえ保育所は新しいですけれども、ありますから、年次を追ってやはり学校など長寿命化計画、今公共施設、総体の管理計画をやっていらっしゃいますけれども、当然そういったところに保育所、幼稚園も入ってくるのだと思うのです。

そうすると、この青葉のことも、そういった計画の中のどこに位置付けられるのか、 どの位負担が掛かるのかというようなことも描いていかないと、全体の計画に影響が出 てくるのではないかというふうに思うのですよね。

ですから、副町長がおっしゃられるのは、やはり私はそれはそうだと思います。雇用 期限がないほうが保育所は安定しますしね。保育の継続もそうだと思いますけれども、 建替えに至って、南保育園の時には相当の町の負担もありましたからね。

そういうものが発生してきたときに町の計画等の整合性も含めてどうなっていくのか。 もちろん、法人と協議しながらやられるのでしょうけれども、そういった不安を考えれ ば、少なくともそういった計画も一緒にあって、民間に、だからいきますよというふう になることが一番理解しやすいことなのですよね。

これは、そういうことなのですけれども、それ以上はいかないのでしょうね。当然、 今まででしたら法人の負担金が少なく、1パーセント、わずかでした。そして、町の負 担金がかなりのウエイトを示していました。今後もそういうことは想定されますか。法 人との協議は別にして、建替える時の町の関わりです。

- ○委員長(東口隆弘) 副町長。
- ○副町長(川瀬俊彦) 正にこう、今委員がおっしゃられたように、これは保育所だけで ものを考えるのではなくて、公共施設全体のあり方、そういうものの中の一つだと思っ ております。

ですから、町としましても、この青葉保育所の建設というか建替えにつきましては、 大きな視点で公共施設全体の中でどのように取り扱っていくのか、その時に町が果たし てどれ位の負担が生じるのか、そういうことは非常に大切な問題ですから、これは十分 に法人とも協議をしながら、そういう建設年度、また規模、そういうものについては慎 重に判断していきたいと思っております。

そういうものは今の段階では、まだ例えば総合計画の中、3か年の計画というものが、 事業がはっきり分かりましたら、そういうのは載っていきますので、具体的な話がはじまりましたら、それはそういう中にも位置付けすることは可能だと思っておりますので、 そういう中でしっかりとお示ししていきたい、そのようには思っております。

- ○委員長(東口隆弘) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) 具体的な話というのは本当に全くないのですか。

これから、民設民営に渡しますよという段階ですから、なかなかそこまで踏み込めないというのは、あるとは思うのですけれども、しかし相手も社会福祉法人でいろいろ財政運営もされながら事業を青葉だけではなくて、きょういただいたようにやってらっしゃると。

そういった相手は相手の計画ももちろんあって、うちはあなたたちに立派な保育していただいているから渡しますと。しかし、近々保育所は建替えなければなりませんと。 それもきちっとやっていただかなければということですよね。

そうすると、当然その時の町との財政の関わりや、法人の覚悟というのもみえていって渡していくというふうになるのではないかと思うのですけれども、みえないのですよね、そこが、どうでしょうか。

- ○委員長(東口隆弘) 副町長。
- ○副町長(川瀬俊彦) 民設民営ですから、当然これは受ける法人も果たして保育所を建てる、そういう意欲があるのかどうか、またそういう財政基盤があるのかどうか、これは非常に大事なことで、その点につきましては法人とも話はしております。

法人からはぜひとも来たるべき時期には新しく保育所を建てて、その中で法人としてのいろいろな思い、理想、そういうものがありますから、そういうものを国で定めている保育の指針を逸脱しないように、その中でしっかりと保育指針を守った中で、その上でその保育所独自のいろいろな目標、考え方を反映した、そういうような施設を造りたいというお話は聞いております。

それにつきましては、法人もそういう意思があるということを確認しております。そういう段階です。それ以上はまだ、何というのですか、具体的な話、それ以上の話はまだ現段階ではしていない、そういうことであります。

- ○委員長(東口隆弘) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) 分かりました。

南保育園の時には、1年以上かけて財政計画なども出していただきまして、確か総額で5億を超えて事業が行われて、町の負担は3億を超えていたのではないかと思います。そういったことを考えると、やはり民設をするということの条件の中に、そういったうちの町の覚悟も含めて話し合いが今後されていくのだろうと思いますので、やはり情報は適時に早くきちっと議会に示していただいて議会の意見もきちっと反映されるような、そういうスケジュールでやっていただきたい、このように思います。

○委員長(東口隆弘) 他に質疑のある方は。

質疑がないようなので、議案第103号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方は大変ありがとうございました。 説明員退席のため、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

- ○委員長(東口隆弘) 休憩を解いて会議を再開いたします。 それでは、本議案に対して各委員の意見をお伺いをいたします。 ご意見のある方は挙手をお願いします・ 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) 今までの質疑の中で、やはり理事者側も答弁ではありましたけれども、これだけ歴史ある保育所を民設にするという事業に対して、あまりにも短期間の中で説明不足ということが多かったというふうに思います。だからこそ無理が生じてくるということです。

私、改めて今回の一件、議会に説明してくれたのはいつなのかなというようなことで確認をしたのですけれども、一番最初に公表されたのが、10月の26日の新聞報道で青葉保育所が民営化されますよということが一番はじめでした。

そして、11月の22日の議会運営委員会で条例の改正案が出されますというのが2回目でした。当民生常任委員会、24日にやって議案が出された中で理事者側の説明ですから、 当然、事前審査になり得るので十分な審議はできないできました。

そして、11月30日の本会議、本会議から今日のこの委員会審議に至っているわけですけど、こういった議会側の調査が十分できないということは、結局、住民の声を反映できないということになりますので、この点は私、今回の一連の過程において善処していただきたいということをきちっと委員会の附帯意見として出していただいて結論に至りたいというふうに思います。

- ○委員長(東口隆弘) 他に意見のある方は挙手をお願いします。 (なしの声あり)
- ○委員長(東口隆弘) ただ今、意見はないとの声がありましたが、それでは、意見がないようでしたら、次に討論に入りたいと思います。

議案第103号。

中橋委員。

- ○委員(中橋友子) 討論というのは考え方なのですけれども、今私、前段に言ったのは、 ちょっと討論に近いのだけれども、附帯も付けての結論に見出していきたいということ を、ちょっと皆さんにもお考え聞きたいなと思うのですけれども。
- ○委員長(東口隆弘) 先ほど、中橋委員から附帯意見を付けて結論にもっていきたいと いうご意見がありましたが、それについて委員の皆さんのお考えをお伺いしたいと思い ます。

乾委員。

- ○委員(乾邦廣) 今中橋委員、意見の中で附帯意見を付けてという話がありましたけれ ども、これは討論の中でできる話ではないかなと思っておりますので、ただ進め方によ って討論までいくのかいかないのかをまず確認をさせていただきたいと思います。 委員長、諮ってください。
- ○委員長(東口隆弘) 暫時休憩にします。

○委員長(東口隆弘) それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。 ご意見のある方は、どうぞ挙手をいただきたいと思います。

(なしの声あり)

- ○委員長(東口隆弘) 他に意見がなければ討論に入りたいと思います。 議案第103号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例について討論はございますか。 (発言する声あり)
- ○委員長(東口隆弘) 失礼いたしました。 反対討論はございますか。

反対討論はないということでございますので、これで討論を終わります。 乾委員。

○委員(乾邦廣) 今反対討論はありませんので、委員の皆さん、概ね賛成したのだろうと、 私も含めて思っておりますが、今回、この賛成するにあたっては、やはり今回の進め方は 非常に基本姿勢、町の進め方は、公正、公平に欠いておりますので、今後二度とこのよう な事案が出てきたとき、しっかりと公正、公平な立場で公募をかけるなり、進めることを 強く、強く理事者に求めて賛成の立場で討論させていただきます。

委員長にお願いを申しあげますけれども、委員の皆さま方に全会一致で、この附帯意見として、強く本会議に挙げていただきますことを諮っていただくことをお願いいたします。

○委員長(東口隆弘) ただ今、乾委員より賛成に対する討論がございました。その討論の中で附帯意見として、今後、拙速な町政の進め方がないように意見を付けて採決をするということでよろしいでしょうか。

中橋委員。

- ○委員(中橋友子) 拙速なのと同時に基本、公募。ここを公正、公平というのを入れていただきたいと思います。
- ○委員長(東口隆弘) それでは、これより採決を行います。

議案第103号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することにご 異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(東口隆弘) 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

なお、本件の議長宛ての報告書作成につきましては、委員長と副委員長に一任をさせて いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(東口隆弘) それでは、そのようにさせていただきます。

(暫時休憩)